

卸売市場法改正に係る今後の対応について

I 全中協等の動向

従前からある、業務担当課長会メンバーの中から各支部長市場等で構成する「条例改正検討会」を設置し、主要テーマについて議論・情報交換が、9月20日に開始された。また、ブロック別の意見交換会も順次開催予定である。

改正法に係る、政省令及び「国の卸売市場に関する基本指方針」が、10月17日に公表された。

II 主な論点

改正卸売市場法において廃止となった項目及び全国一律の定めを止め、市場ごとに定めることが可能とされた主な項目。

| | 項 目 | 論 点 等 【 】内は現行法の概要 |
|---|-------------------|--|
| ① | 市場の開設区域 | 【国が市場ごとに開設区域を指定】 <ul style="list-style-type: none"> ・開設区域内での小売等、業務内容等を規制 ・売上高割使用料の扱いを検討 |
| ② | 卸売業者による第三者販売の原則禁止 | 【原則禁止。改正法では、関係者の意見を聴き市場が独自ルールとして定め公表】 <ul style="list-style-type: none"> ・市場全体の集荷販売機能を充実させるとともに、公平性の確保と手続の簡素化を図るため、独自ルールを設定する ・②、③はセットで議論 ・④は現状を追認するも、無制限に拡大すれば、衛生検査所による「市場商品の安全・安心」機能は低下する恐れ。 |
| ③ | 仲卸業者による直接集荷の原則禁止 | |
| ④ | 商物一致の原則 | |
| ⑤ | 卸売業者の業務許可 | 【国が業務を許可。許可の基準、保証金、処分の手続き、許可の取消し等の定めがあり、細部は業務規程で規定】 <ul style="list-style-type: none"> ・将来的に新たな卸売業者参入を想定すると、何らかの判断基準が必要。 ・開設者としての指導・監督権限をどう担保するか。 |
| ⑥ | せり人制度 | 【せり人は開設者の登録制とし、業務規程で細部を規定】 <ul style="list-style-type: none"> ・卸売市場としては、不可欠な制度 |

Ⅲ 今後のスケジュール(案)

| | | |
|-----|-----|---|
| 30年 | 10月 | 国が政省令及び「国の卸売市場に関する基本方針」を公表 |
| | 11月 | 場内事業者との意見交換を開始 |
| 31年 | 1月 | 改正業務規程骨子(案)を策定 場内事業者及び他市場との情報交換 |
| | 2月 | 取引委員会及び運営取引業務協議会を開催 |
| | 4月 | 改正業務規程(案)の策定 場内事業者及び他市場との情報交換 国との改正業務規程(案)の事前協議 |
| 32年 | 2月 | 府議会に業務規程改正議案を上程 |
| | 3月 | 府議会での議決 国に認定申請書提出 |
| | 6月 | 改正卸売市場法及び改正業務規程の施行 府中央卸売市場の認定 |